

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所
興建エンジニアリング株式会社
秋田県秋田市新屋比内町8-45

2. 指名停止措置期間
平成26年3月31日から平成26年6月30日まで（3ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲
東北森林管理局管内

4. 事実概要：

興建エンジニアリング株式会社は、東北森林管理局米代西部森林管理署長と平成25年8月12日付けで契約した「水無沢林道（林業専用道）新設測量調査設計業務」において、手持業務との施工調整が困難となり履行期間内の完成に至らないとして業務完成不能届を提出し、履行期間内の完成が困難であることが明らかになったことから、国有林野事業業務請負契約約款第42条に基づき平成26年1月23日付けで契約解除に至った。

5. 指名停止措置理由：

上記のことは、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準の第16号（不正又は不誠実な行為）に該当し、契約相手方として不適当と認められるため、本件については3ヶ月の指名停止措置とするものである。

〈工事請負契約指名停止等措置要領の制定について〉

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件

（不正又は不誠実な行為）

16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。

問い合わせ先
東北森林管理局
秋田県秋田市中通5-9-16
総務企画部 経理課長 三上 均 電話018-836-2070